

○宇多津町景観計画・景観条例を定めました

平成23年12月

宇多津町では、景観法に基づく各種施策を推進するため景観計画を策定し、計画の運用に必要な景観条例を定めました。

景観計画は、景観行政団体(宇多津町)が良好な景観の形成を図ることを目的に、土地の区域、景観形成の基本方針、行為制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定める計画です。

景観条例は、景観計画に定める行為の制限に関する事項の運用等を担保するものであり、また、景観法の規定事項その他良好な景観の形成のために必要な施策などを定めるものです。

この計画と条例の適用日(効力が発生する日)は、平成24年7月1日となります。

適用後は、一定規模を超える建築物及び工作物の建築等(新築・増改築・移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更)や土地の開発行為等を行う場合は、事前の届出が必要になり、計画に定める景観形成基準への適合が求められることとなります。

なお、具体には次のとおりです。

1 景観計画

(1) 計画策定の告示

・[計画策定の告示文\(PDF形式 21KB\)](#)

(2) 計画

・[宇多津町景観計画\(PDF形式 1.03MB\)](#)

・宇多津町景観計画【資料】

[資料1 計画策定に向けて\(PDF形式 359KB\)](#)

[資料2 基礎データ\(PDF形式 3.68MB\)](#)

[資料3 計画の策定経緯\(PDF形式 670KB\)](#)

[資料4 用語集\(PDF形式 240KB\)](#)

2 景観条例・規則

・[宇多津町景観条例\(PDF形式 30KB\)](#)

・宇多津町景観条例施行規則(整備中)

3 その他

4 問い合わせ先

宇多津町役場 政策調整室

TEL:0877-49-8600